

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 営業所点数 |
|-----------|--------------------------------------|----------------------|--------|----------------------|------------------|----------------------|--|-------|-------|
| 令和5年5月10日 | アサヒ急配株式会社(法人番号7120101033500)代表者福井美公子 | 大阪府河内長野市南青葉台34番7号 | 滋賀 | 滋賀県栗東市安養寺7丁目2番12号 | 輸送施設の使用停止(85日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号 | 令和4年9月16日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第48条)、(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項) | 9 | 9 |
| 令和5年5月10日 | 株式会社CP物流(法人番号1120901032871)代表者野本政志 | 大阪府摂津市北別府町1番14号 | 本社 | 大阪府摂津市北別府町1番14号 | 輸送施設の使用停止(120日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和4年8月29日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)(6)乗務等の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(11)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 12 | 12 |
| 令和5年5月10日 | 上野運送株式会社(法人番号8120001019607)代表者上野雄三 | 大阪府大阪市平野区長吉長原西3-5-11 | 本社 | 大阪府大阪市平野区長吉長原西3-5-11 | 輸送施設の使用停止(20日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第2項 | 令和4年9月14日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の5)、(2)運転者台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項) | 2 | 2 |

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 営業所点数 |
|-----------|---|---------------------|--------|----------------------|----------|----------------------|--|-------|-------|
| 令和5年5月10日 | 有限会社ワコー(法人番号8140002037432)代表者松本賢二 | 兵庫県高砂市伊保町中筋643番地の3 | 本社 | 兵庫県高砂市春日野町2-55 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業法第17条第4項 | 令和5年3月2日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(4)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項) | 0 | 0 |
| 令和5年5月10日 | 有限会社田野興業(法人番号1140002046893)代表者田野和則 | 兵庫県美方群香美町小代区野間谷29-1 | 本社 | 兵庫県美方群香美町小代区野間谷29-1 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業法第17条第4項 | 令和5年3月14日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条) | 0 | 0 |
| 令和5年5月11日 | 大友ロジスティクスサービス株式会社(法人番号2010601027307)代表者松村豊人 | 東京都江東区牡丹1-14-1 | 滋賀 | 滋賀県愛知郡愛荘町長野字東川原840番7 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和5年1月19日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項) | 0 | 0 |

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 営業所点数 |
|-----------|---------------------------------------|----------------------|--------|----------------------|-----------------|----------------------|--|-------|-------|
| 令和5年5月11日 | 株式会社ASDサービス(法人番号6122001012675)代表者前川幸代 | 大阪府東大阪市水走1-19-10 | 本社 | 大阪府東大阪市水走1丁目19-10 | 輸送施設の使用停止(70日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和4年9月21日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)(5)運転者台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項) | 7 | 7 |
| 令和5年5月11日 | 株式会社K-Field(法人番号2120001211499)代表者高橋優 | 大阪府摂津市鳥飼1丁目3番14-201号 | 本社 | 大阪府摂津市鳥飼1丁目3番14-201号 | 輸送施設の使用停止(80日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和4年9月6日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)(7)乗務等の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(10)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項) | 8 | 8 |
| 令和5年5月12日 | 吉田海運株式会社(法人番号4310001006143)代表者吉田康剛 | 長崎県佐世保市三浦町1-34 | 神戸 | 兵庫県神戸市東灘区深江浜町36番地1 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和4年9月6日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項) | 6 | 6 |

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 営業所点数 |
|-----------|---|-----------------------|--------|-----------------------|-----------------|----------------------|--|-------|-------|
| 令和5年5月12日 | 株式会社ひまわり自動車(法人番号9130001060889)代表者倉谷光典 | 京都府久世郡久御山町市田新珠城127番地1 | 本社 | 京都府久世郡久御山町市田新珠城127番地1 | 輸送施設の使用停止(80日車) | 貨物自動車運送事業法第9条第1項 | 令和4年9月22日、同年9月27日及び同年10月24日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)(7)乗務等の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(9)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(11)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項) | 8 | 8 |
| 令和5年5月15日 | 有限会社プレスト物流(法人番号5120902012472)代表者鈴木幸男 | 大阪府茨木市沢良宜西4丁目6-1 | 茨木 | 大阪府茨木市沢良宜西4丁目6-1 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号 | 令和4年9月22日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項) | 6 | 6 |
| 令和5年5月16日 | 有限会社ティアンドエムサービス(法人番号4120002016706)代表者竹田和弘 | 大阪府東大阪市荒本西4丁目6番24号 | 本社 | 大阪府東大阪市荒本西4丁目6番24号 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業法第17条第4項 | 令和5年4月5日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(4)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項) | 0 | 0 |

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 営業所点数 |
|-----------|---|--------------------|--------|---------------------|------------------|----------------------|--|-------|-------|
| 令和5年5月17日 | 大沢運送株式会社(法人番号1030001070749)代表者大澤隆 | 埼玉県東松山市大字新郷88-73 | 滋賀支店 | 滋賀県東近江市池庄町字南野1111-1 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和4年9月27日及び同年10月18日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(6)運行指示書及び写しの保存義務違反(安全規則第9条の3第4項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項) | 3 | 3 |
| 令和5年5月22日 | 有限会社六甲マリンサービス(法人番号5140002025670)代表者井筒清治 | 兵庫県神戸市灘区神前町3丁目5番2号 | 本社 | 兵庫県神戸市灘区神前町3丁目5-2 | 輸送施設の使用停止(160日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和4年9月27日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項) | 16 | 16 |

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 営業所点数 |
|-----------|-------------------------------------|------------------|--------|----------------|------------------|----------------------|---|-------|-------|
| 令和5年5月23日 | 荒井運輸産業株式会社(法人番号9120901022436)代表者荒井悟 | 大阪府豊中市庄本町1-11-19 | 茨木 | 大阪府茨木市東太田3-7-7 | 輸送施設の使用停止(120日車) | 貨物自動車運送事業法第9条第1項 | 令和4年9月15日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第6号)、(3)事業計画変更事後届出違反【主たる事務所の名称及び位置の変更違反】(施行規則第7条第1項第1号)、(4)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(5)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(6)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(8)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(9)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(10)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(11)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(12)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項) | 12 | 12 |
| 令和5年5月24日 | 株式会社井上商工輸送(法人番号5120901010403)代表者吉田稔 | 大阪府高槻市天川新町15-2 | 本店 | 大阪府高槻市天川新町15-2 | 輸送施設の使用停止(90日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和4年9月28日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項) | 9 | 9 |

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 営業所点数 |
|-----------|--------------------------------------|--------------------|--------|------------------|-----------------|----------------------|---|-------|-------|
| 令和5年5月24日 | 熊本通運株式会社(法人番号2330001010632)代表者土肥英治 | 熊本県熊本市北区植木町亀甲437-4 | 兵庫 | 兵庫県相生市陸本町5番15号 | 輸送施設の使用停止(20日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和4年10月13日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項) | 2 | 2 |
| 令和5年5月25日 | 株式会社室町(法人番号5122001016958)代表者竹内淳二 | 大阪府大東市御領2丁目1番25号 | 本社 | 大阪府大東市御領2丁目1番25号 | 輸送施設の使用停止(25日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和4年9月27日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項) | 3 | 3 |
| 令和5年5月25日 | 株式会社TBシステム(法人番号1120001111709)代表者加納和男 | 兵庫県尼崎市戸ノ内町二丁目1番4号 | 尼崎 | 兵庫県尼崎市戸ノ内町2-1-4 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和4年10月20日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)(4)乗務等の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第8条)、(5)(6)運転者台帳【作成】(記載事項等の不備)(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項) | 3 | 3 |

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 営業所点数 |
|---|------------------------------------|--------------------|--------|--------------------|-----------------|----------------------|---|-------|-------|
| 令和5年5月26日 | 株式会社勝山運送(法人番号1120001049395)代表者小川敬一 | 大阪府大阪市西淀川区佃3-19-13 | 本社 | 大阪府大阪市西淀川区佃3-19-13 | 輸送施設の使用停止(10日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和4年9月9日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)(5)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運転者台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項) | 1 | 1 |
| 令和5年5月29日 | 共伸商事株式会社(法人番号2120101001932)代表者西川眞仁 | 大阪府堺市堺区宿院町東1-1-27 | 本社 | 大阪府堺市堺区宿院町東1-1-27 | 輸送施設の使用停止(10日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和4年10月12日及び同年11月2日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項) | 1 | 1 |
| 令和5年5月29日 | 三黄通運株式会社(法人番号7160001004564)代表者丸本成俊 | 滋賀県米原市春照1901番地 | 伊吹 | 滋賀県米原市春照1901 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号 | 令和5年2月13日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)(5)運転者台帳【作成】(記載事項等の不備)(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項) | 0 | 0 |
| <p>道路運送法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第31号。)が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、基準日車等公示中、貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号、同条同項第5号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、第3条の4については、貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号、同条同項第6号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、第3条の5とそれぞれ読み替える。</p> | | | | | | | | | |